

正義と自由としての社会福祉

—「商品化」論と「脱商品化」論の関係—

細 井 勇*

要旨 日本の戦後社会福祉理論は、社会福祉を社会政策との関係から説明する「補充論」に特徴があった。この場合の社会政策とは大河内一男のマルクス主義的な社会政策論であり、労働力の保全策、言い換えれば労働力の「商品化」政策であり、経済政策と同定される社会政策であった。それは正義や自由の問題を形而上学＝非科学として排除するものであった。しかし、今日の社会福祉のテキストでは、「補充論」と併記して、エスピン・アンデルセンの福祉レジームとその指標としての「脱商品化」や、ロールズやセンによる自由の正義論が紹介されている。そこで本論文は、「商品化」論と「脱商品化」論の関係は如何に把握されるべきかを以下のように論じた。すなわち、正義と自由の概念との関係で社会福祉が論じられる背景を正義論の歴史的系譜として説明し（1章）、戦後日本の社会福祉理論形成において正義と自由が何故排除されたかを歴史的な文脈から説明し（2章）、戦後日本の社会福祉展開において「脱商品化」論は如何に受容されてきたか、またされるべきかを論じた（3章）。

キーワード 社会福祉 社会政策 補充論 脱商品化 福祉レジーム エスピン・アンデルセン

問題の所在

社会福祉を如何に説明するかという問題は、「社会福祉原論」ないし「社会福祉学概論」を如何に構想するか、という問題でもある。戦後、まがりなりにも社会福祉学ないし社会福祉原論が構想されてきた経緯があり、社会福祉士の国家資格制度化を通じて、その内容が再編されて

きた経緯がある。しかしながら、それに相当するテキストを目の前にするとき以下の点で戸惑いを感じる。

ジョン・ロールズが1971年『正義論』を著わしたことを契機としてにわかに社会的正義論が活性化し、テキストにおいてもロールズやアマルティア・センによる自由の正義論が取り上げられ、正義と自由の概念との関係で社会

* 福岡県立大学人間社会学部・教授

福祉が論じられるようになった。しかしながら、その一方で自由と正義の問題を公然と、あるいは暗黙のうちに排除する戦後日本の社会福祉理論、すなわち社会福祉を社会政策との関係から説明する「補充論」が無批判に併記されている。言い換えるなら、一方においてエスピン・アンデルセンの福祉レジーム論と「脱商品化 (De-Commodification)」論が紹介されながら、その一方において労働力の「商品化 (Commodification)」論である大河内一男の社会政策理論、すなわち労働力の維持保全のための社会政策を前提とした社会福祉の「補充論」が併記されている。現在のテキストは、両論を併記するのみで、両論の関係は如何に理解されるべきかを説明していない。本論文は、以上の問題意識から両論が如何なる関係にあるかを把握しようとする一つの試みである。

(1) 正義と自由の価値を排除した社会福祉の「補充論」

社会福祉の「補充論」は戦後日本の社会福祉理論にのみに認められる特徴的な論理であって、その起点は、1938年に発表された大河内論文「我国に於ける社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」であった。ここでは社会政策と社会事業は分離され、前者は資本主義経済の存立にとって必要不可欠な労働力保全のための総資本としての国家による労働政策であり、後者は「経済秩序外的存在」の要救護性に対応する公私による社会的救済活動と捉えられる。両者の関係性は、社会事業が社会政策を補充する関係であるが、現実には社会事業が不備な社会政策を代替してしまっていることを問題視する。こうした立論は戦時統制経済下において樹立されたものであ

たが、日本の戦後民主主義にかかわらず、戦後の社会福祉理論の形成に絶大な影響を与え現在に至っている。

社会福祉の「補充論」は、大河内一男の労働力の保全策としての社会政策論が前提にされている。大河内の社会政策論はドイツ新歴史学派の社会政策論を形而上学的社会政策論ないし社会政策の政治論として退けることを通じて形成されたものであった。確かに、ドイツ社会政策学においては、大河内のように社会政策を純然たる経済政策と見なし、国民経済の生産力という観点から労働力の保全策として社会政策を捉える立場はあった。しかし、ドイツ社会政策学の特徴はドイツ新歴史学派の歴史主義にあり、それは古典派経済学の自由主義批判としてあり、社会政策とは社会福祉ないし社会的自由の拡大という理念ないし価値の実現を目的とするものである、と理解するところにあった。言い換えるなら、ドイツにおける社会政策学においては、社会政策を経済政策と同定し、労働力の保全策に限定して捉える見方は主流ではなく、むしろ社会政策を経済政策とは区別し、その独立的な価値を重視し、分配政策として社会政策を捉えることこそが主流であった。しかし、大河内は、社会科学の方法をマルクス主義に依拠させており、社会政策論からあらゆる「価値論」を形而上学として排除したのである。

ところで、1980年代以降になると日本の社会政策学はようやくイギリスにおけるソーシャル・ポリシーに目を向けるようになる。そこでは、市場外で提供される公的な諸サービスをもって社会政策と捉えるのが通常である。かつてのドイツのように労働政策を中心として社会政策を捉えることはしない。また、社会政策と社会事業ないし社会福祉（サービス）を区別す

る発想もない。そこでイギリスのソーシャル・ポリシーは日本では従来の「社会政策」と区別して「新社会政策」あるいは「社会福祉政策」と呼ばれたりすることになった。しかし、その場合にも従来の特異な社会政策論が根底から見直され、社会政策学が正義や自由の概念で再構成されたということにはならなかった¹⁾。

以上、社会政策を経済政策として同定し、労働力の保全策をもって社会政策と捉え、社会事業ないし社会福祉をこうした社会政策を補充ないし代替するものとして捉える見方の影響力は現在も残っているのである²⁾。

その理由を学的背景として説明すれば以下のようになろう。すなわち、戦後の時代背景として、社会科学において法則科学的な認識方法が支配的であり、マルクス主義こそがそうした認識の枠組みを提供するものと受け止められた。社会科学から「形而上学」や「価値論」を「非科学」「非学問」として排除しようとする傾向が強かったのである。ここには価値判断に慎重であるべきとするウェーバー社会学の影響があり、社会科学と同一視されるほどのマルクス主義の絶大な影響力があった。

マルクス及びマルクス主義は人間を「商品化」させる資本制の構造を分析するが、きたるべき社会主義社会における正義の構想を論じようとはしない。むしろ逆に、社会政策や社会福祉を自由や正義の概念との関係で論じることは形而上学的な非社会科学的態度とみなして否定排除すると同時に、社会福祉を正義の構想として語ることを拒絶するのである。

しかるに今日、正義と自由の概念との関係において社会福祉が説明される。その学術的背景を見れば、マルクス主義の社会科学への影響力が全くと言ってよいほど低下したこと、ウェー

バー認識も変化し、社会科学から価値論を排除する傾向も希薄になったことが挙げられよう。

結論を先にすれば、従来の「商品化」論、その世界観に留まるなら、社会政策と社会福祉（社会事業）は分離され、社会福祉は社会政策を補充すると捉えられることになる。しかし、「脱商品化」論に立てば、それを可能にする世界観に立てば、社会福祉は自由と正義として構想されることになり、社会政策と社会福祉の区別も意味をなさなくなるであろう。生活の質とあり方は、労働の質とあり方、教育の質とあり方と不可分なはずである。

(2) 「脱商品化」論とその日本への移入の社会背景

1930年代から1970年代にかけては重化学工業化と技術革新に支えられた経済成長、税収の増大、国家による資本統制を前提とした国の税制等を通じての所得の再分配政策による福祉国家化の国際的進展、それらの結果として社会の平等化が進展した時代であった。福祉国家化の推移は、一般には古典派及び新古典派経済学の自由主義の修正克服の推移として説明されることが国際的な通例であろう。福祉国家の形成を導いた正義論ないし思想とは、功利主義であり、ケインズ経済学であり、ドイツ新歴史学派であり、そこから派生した制度学派であった。しかし、この時期の日本ではマルクス主義の影響力が圧倒的であり、福祉国家論批判が展開された時期であった。

1973年の石油ショックを経て、1980年頃福祉国家の危機が叫ばれるようになる。経済のグローバル化—すなわち国家による資本統制が利かなくなり、福祉国家の大前提が崩壊した—に対応して英米では新自由主義政策が採られるよ

うになり、福祉国家が見直されることになった。しかし、北欧等福祉国家政策を維持する国家があった。アンデルセンは、国家の制度と市場と家族の関係を「福祉レジーム」と呼び、福祉レジームのあり方によって経済のグローバル化への対応は大きく異なってくると説明し、福祉レジームの指標として「脱商品化」と「連帯ないし階層化」を挙げ、その後「脱家族主義」を付け加えることになった³⁾。

日本は、1980年代以降英米に追従するかのようにして新自由主義政策に転じていった。そうした文脈において、2000年以降マルクス主義の退潮を埋め合わせるかのようにして、アンデルセンの福祉レジームと「脱商品化」論が紹介され、日本は如何なる福祉レジームなのかが比較福祉国家論として活発に議論されるようになり現在に至っている。しかし、多くの場合、そのことがそのまま新自由主義批判に通じていったわけではない。

なお、アンデルセンの「脱商品化」はマーシャルの「社会権」の読み替えという文脈があったことから、近年のテキストにおいては、アンデルセンの福祉レジーム論と「脱商品化」論が、マーシャルの市民資格の社会福祉理論とともに紹介されるようになっている。

(3) マルクス主義における「商品化」論と「脱商品化」論の関係

ここで確認しておくべきと思えることはマルクス及びマルクス主義における「商品化」論と「脱商品化」論との関係である。

マルクスは人間の労働は資本制の下で疎外され、労働力として「商品化」とされる、という問題を人間解放の観点から鋭く指摘した。マルクスは以下のように考えた。すなわち「各人は

その能力に応じて、各人はその必要に応じて」という原始キリスト教の教えは、人間が類的存在として有している本来的属性であって、資本制という倒錯したシステムが克服され、国家なき理想の共産主義的共同体が実現すれば、人間の類的存在としての本来性が自然に開化するだろうと。マルクスはあらゆる正義の構想を体制の温存策に転じられるものとして拒絶したのである⁴⁾。一方、マルクスが資本制批判の土台としたのは、アダム・スミスによって開示された労働価値説であった。すべての商品の価値の源泉が労働者の労働にあるとすれば資本家ないし経営者が手にする利益ないし利潤は、労働者からの搾取と見なされることになる。しかし、資本制の階級支配体制の故に、この歪んだ関係構造が維持されている。しかし、資本制において価値の源泉が労働であるなら、資本制の維持のために労働者の労働は「商品化」された「労働力」として維持されなければならないことになる。個別資本ないし個別企業は目先の利益を優先して、労働者の労働力を「商品」以下の水準で酷使しようとする。それでは労働力は摩耗され維持されないことになる。そこで総資本としての国家が労働力保全としての社会政策を講じなければならないことになる。それは資本制を克服し「社会主義」という価値を実現するためのものでなく、資本制維持のための自己法則性としての社会政策である。これが大河内に代表されるマルクス主義的な社会政策論である。大河内が社会政策を純然たる経済政策として、言い換えれば労働力保全策として捉えるのは以上の論理の故である。

ここには逆説がある。マルクスは人間の疎外として「商品化」を捉えているから、きたるべき共産主義社会における「脱商品化」を展望し

ていることになる。しかし、その場合、社会的正義の構想として「脱商品化」を論じてはいないのである。逆に、マルクス主義的な社会政策論は、人間の「労働力」としての「商品化」を目指す。しかし、人間はこの「商品化」を通じて労働力として訓練され、しだいに主体的力量を蓄積していくと捉える。マルクス主義者においては、究極的な「脱商品化」、すなわち人間の真の解放＝「各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて」の実現は、メシヤの到来の如く捉えられている⁵⁾。

アンデルセンの「脱商品化」という価値の源泉は確かにマルクスに遡ろう。しかし、マルクス主義者の国家の政策主体論と福祉レジーム論とは両立しない。アンデルセンはマルクス主義者の「脱商品化」論から「脱商品化」論を導いたのではない⁶⁾。マーシャルの市民資格の社会福祉論、そこにおける民主主義と不可分な「社会権」の概念、あるいはカール・ポランニーの「社会的自由」論、言い換えればそのファシズム批判、自由主義批判から導き出したものである⁷⁾。アンデルセンは脱工業化社会における新たな社会的自由ないし社会的正義の構想として「脱商品化」論を展開していると考ええる。

第1章 正義と自由の概念で社会福祉が論じられるようになった背景としての正義論の歴史的系譜について

すでに触れたように現在、社会福祉学概論のテキスト『現代社会と福祉』⁸⁾では、決まって、マーシャルの市民資格の社会福祉理論、アンデルセンの福祉レジーム論と「脱商品化」、ロールズやセンの自由の正義論が取り上げられるようになってきている。しかし、それぞれの理論形成

の歴史的系譜は説明されていない。ここでは、それを正義論の歴史的系譜として、前近代、近代（工業化社会）、脱工業化社会の正義論の変化として説明したい。

(1) 前近代の正義論と近代の正義論を架橋した アダム・スミス

前近代と近代を橋渡ししたのが古典派経済学の創始者アダム・スミスであった。スミスは『道徳感情論』の中でこれまでの正義論の系譜を大きく三つに分類した。それに倣いながら以下説明したい。一つはプラトンやアリストテレス、ストア主義に代表される適宜性としての正義論である。二つ目はエピクロスの功利主義、三つ目はキリスト教である。

プラトンはスミスによれば正義を科学的な真理の如く捉えている。人間とは人間を超越するアイデアにしたがって生きていくこと、それが人間の生きる目的であるとプラトンは説く。プラトンは自らの思想を分かりやすくするために『国家論』を著わした。統治に責任を負う者には利害関係に左右されない公平さが要請されるとして家族を所有することと私的財産を所有することが否定される。何故なら家族を持てばどうしても家族の私的利益を優先しようとする誘惑にかられ、私的財産を所有すればそれを失うことを恐れ、公平さを保つことが困難になるからである。

アリストテレスはプラトンの習慣を無視した正義論に疑問を持ち、より経験主義的に正義論を構想した。その場合、倫理学の完成が政治学であるとして、倫理学と政治学を区別しない。「質料（ヒューレ）」という物質性に依存する精神の傾向性を脱してその本来の「形相（エイダス）」性へ、言い換えれば倫理的な卓越性に生

きることが子どもから大人へ成長と捉える。私的所有はその者のその所有物への関心とよき管理を導くとしてむしろ積極的に肯定される。アリストテレスの卓越の正義論では自由は重視されていないように見える。『形而上学』でひと言だけで、つまり「自らのために在るものが自由である」⁹⁾と説明するのみである。一方、正義論としては、「整成的正義」と「配分的正義」を論じた。アリストテレスの正義論は適性の正義論とも言える。自由な市民とは何よりも政治的自由な市民でありポリスの政治的統治に参加する責任を負う。市民は労働から解放されている。ポリスを物質的に支えるための労働は、市民資格のための適性を有さないと見なされた奴隷によって担われることになる。

以上、アリストテレスの正義の構想は近代における民主主義とは両立しない。また、アリストテレスの質料と形相の形而上学は階層的な秩序の正当化であったから、中世においてはその封建的身支配秩序を正当化するものとして大きな影響力を持つことになった。トマス神学は、ユダヤーキリスト教というヘブライズムの世界とギリシア哲学のヘレニズムの世界の壮大なる融合であって、アリストテレスの徳の形而上学とキリスト教神学を融合させ、カリタス＝愛を愛徳とし再定義した。ここではキリスト教的愛と正義論の融合が図られていた。

しかしスミスは、キリスト教的な愛は正義を越えるものであり、多様で複合的な要素が要請される正義論の構想には不適切と結論づけている。一方卑近な快楽主義ないし功利主義は理想からは最も遠い正義論であるものの、功利の追求がもし長期的に視野に立つなら近代においては最も適的な正義論として評価している。

こうしてスミスは前近代と近代を橋渡しする

正義論を展開した。前近代から近代へと橋渡しされ得るに最も相応しいとされたのは、理想主義的ではない卑近な正義論としての功利主義であった。スミスは『国富論』(1776年)の中で金もうけを目的とすることが、人間を勤勉にさせ、道徳的にさせるという市場化の肯定的側面を強調している。利己主義と利他主義は人間の共感能力によって仲介され調和されるとスミスは見なした。ルソーが人間不平等の起源として否定視した私的所有と市場社会の形成に、スミスは新たな社会的秩序形成を見出そうとしている。

ここでスミスが直面した問題は従来の正義論では「商品」の価値の源泉が説明できない、という問題であった。当時、フランスの重農主義の考え方では価値の源泉は土地に備わった自然の力であった。しかし出現しようとしている工業化社会では、それでは説明がつかない。そこでスミスは商品価値の源泉を労働者の労働に見出した。ここに誕生した労働価値説がその後古典派経済学を根底から揺るがすことになっていくとはスミスの想像するところではなかった。

中世においては経済社会、言い換えれば欲望の体系たる市場が共同体秩序に埋め込まれていた。しかし、近代において欲望は正当な権利をなし崩しに獲得していった。欲望の体系としての市場が共同体秩序に浸透し、伝統的共同体を崩壊させていく。農民は家内労働や工場労働で劣悪な労働条件において商品以下のものとして冷遇されていくようになった。しかし、封建的身支配秩序を支配した適性の正義論の影響の故か、その生存を維持するため以上の余剰の賃金やそれがもたらす余暇は労働者を不幸にするだけであり、したがって労働者にはその生存を維持するぎりぎりの賃金水準が維持されるべき

という賃金基金説が古典派経済学の教説となった。しかし、資本制の発展は、賃金の上昇を生むことになり、新古典派経済学においては賃金もまた労働市場による需給関係から決定されると見なされるようになった。労働力の商品化論は、賃金基金説の克服という意味を有していたのである。

(2) 近代の正義論の二大潮流としての契約説と功利主義

近代の正義論を代表するのが一方における契約説であり、一方における功利主義であった。フランス革命、すなわち封建的身分支配秩序を崩壊させた共和体制の思想的根拠の一つがルソーの社会契約説であった。しかし、ベンサムは契約説が説く契約という事実が現実には存在しないこと、自由と平等はしばしば矛盾対立するのに、それを無責任に並列するだけでは立法や社会制度の原理にはなり得ないとして契約説を否定した。そしてすべてを功利に一元的に還元する包括的な正義の構想として功利主義を主張した。

イギリスにおける自由主義ないし古典派経済学の教説の誕生と功利主義誕生の社会的背景は確認されるべきであろう。フランス革命のイギリスへの波及を恐れた支配層は1795年救済行政の人道主義化として賃金補給制度（スピーナムランド法）を成立させた。それは労働市場が形成されようとする時期に、「生存権」を保障し、賃金扶助を普遍化し、家族手当を付加するものであった。こうした労働生産性を無視した賃金補給制度は貧困の解決ではなく貧困の拡大をもたらすことになった。1830年代になると、賃金補給制度はスミスにより市場のメカニズムを破壊する制度として、また、マルサスにより

貧民による無計画な出産を奨励する不道德な、したがって家族の秩序を破壊する制度として批判されることになった。ここに自由主義思想が1830年代に形成される歴史的背景があった。制度と規制を自由の敵と捉え、制度は市場と家族の秩序を破壊すると見なす自由主義の教説は、賃金補給制度という生産性を無視する特異な制度と労働市場に対するその破壊的影響力を背景として形成されたものであったのである¹⁰⁾。こうして自由主義思想の担い手としての中産階級の議会への進出を通じて1834年改正救貧法が成立し、賃金補給制度は廃止されることになった。この時期、中産階級に新たな市民権が付与されることになった。同時に、公的救済を受ける者の市民権は公然と否定されることになった。

しかし、改正救貧法には功利主義的な社会改革の一面があった。功利主義者は、公的救済を受けることによる犯罪視を非合理であると退けた。また、公的救済の全国統一基準化のための国家介入の必要を強調した。功利主義は自由主義の自由放任を否定するものであり、功利の原理とは市場への国家介入の正当化のための原理であった。この意味で1840年代の工場法や公衆衛生立法は功利主義的な社会改革として実施されたものであり、福祉国家の構想へと連続していく。ロールズが見なしたように福祉国家の構想とは功利主義的な福祉国家構想であった。契約説か功利主義かという近代の正義論の抗争は功利主義の勝利に終わったと言えよう。

ここで改めて確認しておくべきは、近代の正義論の形成においてアリストテレスの正義論は、封建的な身分支配秩序を支え、民主主義を否定するものであった以上、一端は排除されなければならなかったということである。

(3) 脱工業化社会の正義論

今日のマーシャル、ロールズ、センの正義論は、近代の正義論とは明らかに異なっている。

T・H・マーシャルは市民資格の社会福祉論を主張した。政治的自由な市民の間接的な強調であろう。ロールズもセンも自由の実現のための社会的根本財の第一に政治的自由を最優先に掲げている。マーシャルにおける市民資格の強調はアリストテレスの政治論を想起させる。アリストテレスは、労働を担う奴隷を市民資格から排除した。同時に、ポリスの政治に責任を負わない商人術(=資本主義的な経済活動)を、ポリスの目的に反する悪と断罪した¹¹⁾。しかし、マーシャルの市民資格は、産業革命によって新たに台頭した中産階級に認められた市民資格が出发点になっている。それは中産階級こそが従来の身分支配秩序を変える民主主義の新たな担い手として期待されて登場してきたからであった。しかし、中産階級は労働者階級との連帯の方向ではなく、既存の特権階級との融合の道歩んでいくことになった。その後、中産階級に裏切られた労働者階級は自らを労働組合へ組織化させ、政治的参加権を獲得していく。そのことを通じて市民資格の範囲は労働者階級へと拡大していく。戦後は民主主義の下ですべての市民に市民資格がおよび、公的救済への権利が市民資格に包摂されることになった。こうした市民資格の拡大の経緯、そこにおける民主主義にマーシャルは社会権の確立を見るのである。

ジョン・ロールズは近代における正義論論争が功利主義の勝利に終わったことを認めたくえず、功利主義的な福祉国家構想への代替案として「私的所有財産民主制」の構想を示した。ロールズはカントの契約説を公共哲学において再生

させ、公共哲学をにわかに活性化させることになった。ロールズが「私的所有財産」を強調するのは、社会的正義の構想を欠いたマルクス主義を補おうとしたからでもあった。この意味で、ロールズはマルクス及びマルクス主義の継承者であり、その克服者である¹²⁾。

ロールズ正義論のもう一つの文脈は功利主義批判である。功利主義は正しさと善さを区別せず、正しさの問題を善さの問題、すなわち功利に一元的に包摂する。功利主義はその経験主義の故に人権を説明し得ないのである。ロールズはカントに従い正しさの問題と善さの問題を区別し、正しさは善さにどんな場合にも優位するという立場を採った。このことがベンサムの問題、自由と平等が対立する場合如何に対処するのか、という契約説への問いへの回答を形成させることになった。つまり正しさの原理たる第一原理とは自由の権利である。それは善さの第二原理、すなわち経済的便益の原理にどんな場合にも優位するのである。したがって、経済的便益の取引として自由が制約されることはあってはならないと主張される。

第二原理における格差原理を導出した無知のベールに覆われた原初状態の想起とは、所有にまつわる否定できない偶然性に目を向けるものであった。何も所有しない最も不遇な者としてこの世に出現する可能性が誰にでもあると仮定されるなら、人は如何なる正義の構想を選択することになるのか。こうしたロールズの問題は、旧約聖書、つまり所有にまつわる偶然性が否定できない以上所有権は絶対化されてはならず、持たざる者の生存への配慮を条件としてのみ許容され得るという旧約的な正義論を想起させる¹³⁾。

近代の正義論を象徴するスミスの労働価値説

は工業化社会における労働者の生存権に理論的根拠を与え、社会的平等化に貢献した。それに対し、ロールズの正義の構想は脱工業化社会、経済のグローバル化の中での格差の拡大という新たな事態、労働価値説では対応できない事態の出現を前にした社会的正義の構想と言えるだろう。

アマルティア・センの「アマルティア」とは「永遠に生きる者」の意、言い換えれば自由の意である¹⁴⁾。センもまた自由の正義論を展開した。センは経済開発と社会開発を区別しない。そしてあらゆる開発と制度は自由の拡大、言い換えれば潜在能力の拡大を目的とすべきことを提唱する¹⁵⁾。

センは、自らの正義論の構想の源泉が、アリストテレス、スミス、マルクスであることをしばしば強調している。センは「コミットメント」という概念をスミスの『道徳感情論』における共感と寛容の区別から導き出した¹⁶⁾。「寛容」は他者を自己に優先させることで成り立つものであるから「共感」から導き出せるものではない、というスミスの両者の区別に着目し、「寛容」を「コミットメント」と読み替える。センは「コミットメント」という概念を通じて古典派及び新古典派経済学が前提とする「経済人」を、つまり人間とは経済的な便益を求めて合理的な選択をするという人間観を根底から否定する。経済的弱者の怒りや悲しみに目を向けない経済はもはや経済とは呼べない。センは、アリストテレスが倫理学の完成として政治学を構想したように、倫理学の完成としての経済学を構想したと言えよう。

その場合センは功利主義の帰結主義を無視できないとしながら、そこに物神崇拜を読み取り、功利主義的な所得の再分配政策の限界を指

摘する。所得の保障がそのままその人の所得の機能への転化を保障しないからである。そこでセンは諸機能の集合を潜在能力と捉えた。センは、その着想をアリストテレスの『ニコマコス倫理学』から引き出している¹⁷⁾。また、その自由論をアリストテレスの『形而上学』から導き出している。自由とは、外部的評価に依存しないその人自身による価値と目的を基準に判断する自由である。しかし、その自由が機能するために、つまり潜在能力として達成ないし増進されるためには、それを支えるような社会的諸条件が必要となる。これを手段的自由と捉え、以下の社会的基本財をリスト化する。すわなち、政治的自由、経済的便宜、社会的機会、透明性の保証、保護としての安全である。何よりもセンが強調するのは、そうしたリスト化のための市民による合意形成における民主的手続きであり、そのための不可欠の要件としての情報の透明性である。また、潜在能力に対応する「福祉的自由」とは区別して「行為主体的自由（エイジェンシー・フリーダム）」¹⁸⁾の重要性を強調している。

アンデルセンの「脱商品化」論とその後の「脱家族主義」論（詳しくは後述）もまた脱工業化社会における正義論を強く意識するものであった。

以上、今日の脱工業化社会における正義論では、近代の正義論への限界の指摘とその克服が課題視され、その中で、近代の工業化社会の正義論において一端否定排除されたアリストテレスの思想が再生されていることが確認できる。

第2章 正義と自由の概念を形而上学である と排除した戦後日本の社会福祉理論形 成の歴史的文脈について

戦後日本の社会福祉理論形成において正義と自由の問題が排除されてきたことには、以下のような日本の近代化過程そのものにかかわる固有の根深さがあった。

(1) 公教育からの正義と自由の排除

日本における近代とは、開国を通じてプロテスタント・キリスト教や近代の正義論が一挙に日本に移入されることを意味した。明治初期及びその後の自由民権運動期ほど、自由や正義が活発に議論された時代はなかった。その場合、契約説ないし天賦人権説への共感が強く、卑近な功利主義は理想主義的な日本（人）の思想風土から否定排除される傾向が強かったと言えよう。しかし、農村の階層分解の進行は自由民権運動のための社会基盤を突き崩し、大日本帝国憲法の発布の段階では、天皇を中心とする国民国家の形成、そのための国民教育からキリスト教ないし自由と正義が、言い換えれば「形而上学的なる世界」が排除されることになった。

一方で明治政府は、私企業による女工や坑夫に対する前近代的な対応、その労働が労働力としての商品以下の水準で搾取され酷使されていること、それを放置することは、いずれ国民経済のさらなる成長の観点からは修正されなければならないことを産業化の早い段階から認識してはいた。しかし、後発の資本主義国家日本は列強に対抗するため、資本蓄積を優先し、労働力コストを徹底して抑制した。日本で賃金基金説があったわけでないが、農村の窮乏化が農村を安価な労働力の供給源として機能させたが故

に労働者の賃金は労働力としての商品の価値に及ばなかった。労働力保全のための最低レベルの社会政策も公的救済も徹底して抑制されることになった。

(2) 安部磯雄に見る正義と自由としての社会福祉理論の可能性

こうした状況下におけるプロテスタント・キリスト教の受容は、明治20年代以降、石井十次、留岡幸助、山室軍平等によるキリスト教慈善事業の隆盛を導くことになった。石井は自由な市民形成をその慈善事業の目標に掲げた。石井は1887年岡山孤児院を開設したとき、ただちに同志社の創立者新島襄に報告に出向いた。石井は慈善事業という以上に孤児教育、貧児教育を目指したのである。それはいまだなお教育への国家主義的な統制が孤児教育、貧児教育にまで及んでいなかったからこそ可能であった独自のキリスト教主義の教育であった。

安部磯雄は、岡山教会牧師として創立期の岡山孤児院事業に協力した。その後の渡米を通じて、社会主義を知り、帰国してキリスト教社会主義者となり、1901年には『社会問題解釈法』を著し、労働問題としての社会問題を初めて本格的に論じた。安部は社会主義が怖れる心配のない思想であると主張し、応急的な社会問題への対応策としての慈善事業から、根本的な社会問題の解決策としての社会主義までを体系的に論じた。ここにおいて、安部が最も重視したのが労働組合運動であった。当時イギリスにおいては労働者の団結権がようやく認められ、著しい労働組合運動の発展があった。安部の社会主義思想はキリスト教社会主義であり、また、普通選挙法の実施等の民主主義を強調した社会改良主義であり、階級対立を説くマルクス主義的

な社会主義ではなかった。

こうした安部のキリスト教社会主義の立場は自由と正義の観点から社会福祉を論じる先駆的な立場であったと考える。しかし安部は近代日本では例外的な立場にあった。近代日本は後発の資本主義国家として国際市場に乗り出すことになった。そのため強権的ともいえる資本蓄積の優先と労働分配率の低さがあり、それ故に労働運動の左傾化を導く可能性が高かった。そのことの懸念から、社会主義運動の未然の予防という観点から社会政策学会がドイツに倣って1898年設立された。設立後まもなく社会政策学会は階級調和の立場を鮮明にし、社会主義を危険な思想として排除することを宣言した。こうした経済的、政治的文脈から、安部の社会問題論は、社会政策学会からも、また、その後のマルクス主義からも批判されることになり、より包括的な社会政策論と評価されることはなかった。

(3) 大河内社会政策学形成の全体主義的な文脈

ここで、大河内一男が如何なる歴史的な文脈からその社会政策論を如何にして樹立していったかを確認したい。大河内は、ドイツ新歴史学派の社会政策学思想の動向分析に焦点を当てていく。そのための分析の視点ないし道具が階級対立を強調するマルクス主義であって、階級調和的な社会政策論を社会政策の政治論ないし道義論として批判していった。以下、大河内一男「社会政策思想の史的発展」(1931-32年)¹⁹⁾に依拠して、ドイツ社会政策学が辿った経緯を簡単に紹介したい。

最初、資本制化によって誕生した労働者は労働力としての商品以下の水準において過酷な状況に置かれることになった。そこでそうしたみ

じめな労働者への恩恵的で家父長主義的な社会政策論が倫理性をもって登場することになった。1871年のドイツの統一後の1873年創設された社会政策学会の中心人物はシュモラーであって、シュモラーは倫理的経済学を主張した。ワグナーな国家主義的な恩恵としての分配政策として社会政策を論じた。当初の社会政策論は階級調和としての温情主義的な社会政策論であった²⁰⁾。しかし、ブレンターノはイギリスを訪問し、そこでの著しい労働組合運動の展開を知り、ジョン・スチュアート・ミルの思想の変化を知ることを通じて、当初の恩恵的な社会政策論を変更させ、労働組合を重視するようになっていく。その後、労働者はしだいに労働力としての商品として鍛練されていき、自らを組織できるようになり、労働組合運動ないし社会民主党を通じて、社会政策の一方的受動者の立場から社会政策の主人公として名乗り出てくる。ゾンバルドはこうした時代の変化に対応して、これまでの形而上学的な階級調和としての社会政策学を徹底して批判し、階級対立の勝利による社会主義の実現に連続する社会政策を経済政策として主張するようになった。

エドアルド・ハイマンは自由主義の下での自由と社会的自由を峻別し、社会政策の目標は、社会的自由の実現にあるとし、社会政策の保守と革新の二重性を主張した。社会政策は体制内的な労働力保全のための社会政策として出発するが、社会的自由に促された労働運動や社会運動の勢力の拡大を通じて社会政策は体制そのものの変革すなわち社会主義の実現をもたらす社会政策へと転じていくことが可能であると主張した。労働力の「商品化」政策としての社会政策は「脱商品化」のための社会政策に転換され得るとの主張であった。この場合「労働時間の

短縮」は社会政策の保守性（＝「商品化」政策）と革新性（＝「脱商品化」への足がかり）のせめぎ合いの焦点となった²¹⁾。

実際に、第一次世界大戦後のワイマール共和国の誕生によって労働者は社会政策の主体に躍り出るようになった。労働時間の制限立法「8時間労働制」の成立はその象徴であった。

しかし、戦後成立した社会民主主義体制は、自由主義陣営によってドイツに課せられた過酷な賠償請求によって追い詰められ、ファシズムが台頭し、短命のうちに瓦解した。ここにおいて資本蓄積の最優先が強調され、生産的な社会政策のみが残ることになった。社会政策において自由や正義との関係、政治過程の側面が全て剥ぎ取られた後に残った本質的なもの、それが純たる経済政策としての社会政策であった。

大河内が以上のようなドイツ新歴史学派の社会政策学についての批判的考察を通じて自らの社会政策の理論を構築したのは1930年頃であった。ということはその理論形成は、日本における社会主義思想において既にマルクス主義の影響力が支配的となり、社会科学的であることとマルクス主義的な社会問題認識が同一視されるほどになっていた中での理論形成であったということ、同時に、日本でもファシズムが進行しようとする時代状況においてであったということである。

戦後民主主義下の日本の社会福祉理論及び本質論争は、こうした大河内社会政策論、それを継承する孝橋正一²²⁾の社会事業論を中心に展開された。戦後の民主主義体制において、大河内自身もいまや戦時統制経済下の社会政策及び社会事業を論じる必要のなくなったことを当然認識したろう。しかし、学問的態度として「自由

や「価値」を形而上学の問題として社会科学から排除する態度を貫いたのであり、政治過程の変化の起こりうる可能性が今後も排除されない限り、社会政策の本質論を維持することになったのである。

(4) エドアルド・ハイマンと嶋田啓一郎および岡村重夫

対照的に、社会的自由のための社会政策論を展開したのがハイマンであった。大河内はハイマンの社会政策学を典型的な形而上学として退けたが、嶋田啓一郎の社会福祉理論はハイマンに負うものであった。言い換えれば嶋田は社会政策を経済政策とは同定せず、社会学的な観点ないし自由の観点から社会政策を捉えようとした。ハイマンが哲学的組織神学者ポール・ティリッヒと親交を厚くしたように、キリスト者としての嶋田は自由と正義の神学者エーミル・ブルンナーやティリッヒに傾倒し、ハイマンと交流した。嶋田は自由と人格尊重のキリスト教的価値をその社会福祉理論の基底に据えたと見えよう²²⁾。

しかしながら、戦後社会福祉理論におけるマルクス主義の影響が社会正義論の不在を意味したことを指摘し、ロールズやセンの如く新たな社会的正義の構想として社会福祉理論を提示したものはいなかったように思う。

今日のテキストにはハイマンや嶋田の名前はまず登場してこない。しかし、社会福祉の「補充論」は、岡村重夫、古川孝順らに継承され、テキストで維持されているのである。岡村重夫は、社会福祉の固有性を社会関係の主体的側面への支援に見出した。その場合、社会政策の問題は社会福祉の固有性の問題の領域の外に押し出されており、社会政策の経済政策への同定が

所与の前提とされている²³⁾。岡村理論は主体性の社会福祉理論と呼ばれるが、岡村の場合にも自由や正義の問題を形而上学として社会科学から排除する傾向は根深い。

第3章 福祉レジーム論と「脱商品化」論は戦後日本の社会福祉展開の文脈において如何なる意味を持つのかについて

本章では、アンデルセンの福祉レジーム論と「脱商品化」論が日本の戦後の社会福祉展開をどう説明することになるのか、あるいはしないのか。現在、アンデルセンの「脱商品化」はどのように受容されているのか、また、受容されるべきかを論じたい。

(1) 1960年代以降の企業福祉的な雇用維持レジームの確立

戦後日本は、GHQによる占領政策もあって、労働者の労働組合への組織化が急速に進んだ。それは日本が社会民主主義的な福祉国家になるための条件が大きく進展したことを意味する。しかし、日本では大正後半以後、労働運動においてはマルクス主義の影響が大きく、階級調和的な社会改良主義、社会民主主義を否定する傾向が強かった。マルクス主義的な労働運動と社会運動は、福祉国家に否定的であり、逆に保守政党が福祉国家を理念として掲げるという歪んだ政治構造が戦後出現することになった。労働運動は階級対立を主張する左派と労使協調を主張する右派に分裂していき、1960年代以降は、左派の排除、右派の取り込みとして以下のような企業福祉的な雇用維持レジームが確立していくことになった²⁴⁾。

すなわち、日本的雇用慣行と呼ばれる終身雇

用と年功賃金と企業別労働組合が定着していく。賃金は労働生産性に対応した賃金ではなく生活給としての賃金であり、労使協調的な企業別労働組合、企業内職業訓練、職務内容の無限定性という特徴がある。いわば企業家族主義であり、使用者側は被雇用者側に対し重い雇用維持責任を負う代わりとして使用者側は被雇用者側に対し職務内容の無限定性を期待できるとされたのである。1960年代に社会保険制度が確立する。この場合の社会保険制度とは、そうした企業福祉、企業への帰属を促進する制度として職域別に制度化されたものであった。この点、イギリスの戦後福祉国家における全国民を包括した社会保険とは対照的であり、市民の社会的包摂ではなく、国民の企業への帰属、企業的包摂を国家が政策的に推進したことになる²⁵⁾。

こうした企業福祉の推進は、政府による再分配政策と公的な教育費と社会福祉費負担を低い水準に抑制することを可能にした。一方で国は私企業のように振る舞い、公共投資、公共事業を通じて地方に雇用を創出した。日本もまた1970年代まで社会は平等化した。それは税や社会保険による再分配政策によってではなく、雇用維持レジームを通じてもたらされた平等化であった。1970年代以降は、専業主婦を税や社会保険によって優遇する措置が採られるようになり、収入が130万円までの専業主婦は保険料負担なしに夫の社会保険に組み込まれることになった。その後の女性の就労意欲の向上を吸収したのは企業側の要請、つまり社会保険料負担を回避できる非正規労働者の需要拡大であった。これは女性の社会権の制約を意味した。

以上のような日本の雇用維持レジームはアンデルセンの福祉レジーム論の想定を明らかに超

えている。「脱商品化」の指標をもって日本を説明できない、ということになる。

(2) 1980年代以降の新自由主義政策への転換

こうした日本の企業福祉的な雇用維持レジームは1973年の石油ショックにおいてはよく機能し、欧米各国が失業率を急増させ、福祉国家の危機を迎えていくのとは対照的であった。その結果、一時日本は企業福祉的な日本型福祉国家に自信を深めた時期があった。

しかし、1980年代以降は経済のグローバル化への対応として、あるいは脱工業化社会の到来、すなわち重化学工業化による経済成長と税収の増大時代の終焉に対応して、新自由主義政策に転換するようになり、1990年代後半から労働力の規制緩和策に転じた。その結果、非正規雇用者が増大し、労働者は正規雇用と非正規雇用の間で分断され、格差が拡大し、子どもの貧困率は急増し、とりわけ母子家庭に貧困が集中している。日本の企業福祉的雇用維持レジームの解体が明らかになると、税と社会保険が、所得の再分配として機能してしないばかりか、逆進的であり、「逆機能」している事態が明らかになってきた。より正確には、1990年代以降の減税政策と演出された財政危機によって、税による所得の再分配機能が大幅に低下し、格差が拡大していったのである²⁶⁾。

(3) アンデルセンの「脱商品化」論とその受容をめぐって

ここで改めてアンデルセンの福祉レジーム論、その指標としての「脱商品化」「脱家族主義」「連帯ないし階層化」の意味を確認するために、アンデルセンの言う3つの福祉レジームについて私見を交えながら以下説明したい。

アメリカに代表される自由主義レジームの国では、制度と規制は自由を制限するものであるという自由主義的な自由の主張（選択の自由、契約の自由）を基調とする。こうした自由主義思想形成の歴史的文脈を指摘したのはポラニーであった。すなわち既に指摘してきたように1830年頃の賃金補給制度への批判という文脈で形成されたものであった。また、自由主義レジームにおける個人の自律性の強調の背景にあるのは、カルビン主義的なプロテスタンティズムの精神であろう。ウェーバーやトニーが注目したカルビン派の個人主義的な教説と資本主義との関係はカルビン派と自由主義との深い関係性として受け止め直すことができよう。自由主義レジームにおいては、社会的ニーズは市場と家族という自動調整作用によって基本的に満たされるものであり、貧困は例外的に発生するものと見なされる。したがって、社会福祉サービスは貧困者対策として残余的なものとなり、その結果、社会的諸制度は社会の階層的分断と貧困の固定化をかえって導くことになる。そこで定着した社会の階層的な分断が社会福祉サービスの市場化を可能にし、促進し、社会福祉諸サービスの専門性と内容を全体としては低下させてしまう。安価なサービスを可能にするのは劣悪化した労働市場、貧困層から供給される専門性の低い労働力だからである。一方で、普遍的な社会福祉サービスの不在は、大企業における自己防衛としての企業福祉を進展させることにもなる。

保守主義レジームとはドイツに典型的に認められる家父長主義国家による温情としての社会政策にルーツを持つ。マーシャルの見解では社会福祉政策を導くのは民主主義の発展ということになるがドイツにはそのまま当てはまらない

い。ドイツは政治的保守性の下で世界で最も早い段階で社会保険を導入したからである。アンデルセンが福祉国家の指標として民主主義を挙げない理由がここにある。アンデルセンは批判的なニュアンスを込めてドイツを「保守主義レジーム」と呼ぶ由縁である。ドイツにはカトリック及びカトリック政党の影響が大きく、それが家族主義的なジェンダー差異をもたらしている。一家の稼ぎ手としての男性を中心にした社会保険を通じて、世帯の構成員の福祉を実現しようとしている。その結果、女性の社会権が制約されることになる。

北欧等の社会民主主義レジームの諸国では、社会福祉サービスが普遍主義的に提供されており、社会制度が自由を拡大し、「脱商品化」と「脱家族主義」を導き、階層的分断ではなく社会連帯を導いている。それをおそらく可能にしている宗教的背景は、社会民主主義体制を敵視するようなカリピン主義に支えられた個人主義の社会勢力がないこと、同時に保守的な家族主義を導くカトリックの政治的影響力がないことであろう。

なお、いずれのレジームにおいても職業教育と専門的な職務内容へのアイデンティティ、開かれた労働市場、開かれた労働組合が前提にされている。

以上、アンデルセンがその比較福祉国家論を通じて論じた「脱商品化」とは、「脱市場依存」「脱自由主義」であることが確認されるであろう。基本的で社会的なニーズが市場外で普遍主義的な公共サービスとして提供されるなら、自らの必要を満たすために過度に市場に依存しなくてよく、それだけ賃金に依存しなくてよい、ということになる。その結果、自由や自尊を犠牲にしてまで過度に現在の職場に留まる必要が

それだけなくなる。再就職のための雇用の機会と職業教育への機会が開かれているからである。これが「脱商品化」の意味である。

逆に、基本的なニーズが市場によって提供されるサービスに依存しなければならないなら、それだけ賃金への依存が強まり、それだけ徹底して、人間は労働市場において「商品化」される。賃金を失うことを恐れて、自由や正義を犠牲にしてまでも職場に留まることを強いられることになる。それは経済が社会に優位することである。ポランニーは、市場経済は経済的利益と繁栄をもたらしても、自由と平和をもたらすものではない、と言った。アンデルセンの「脱商品化」とは、それを受けた、経済価値一辺倒の全体主義に対峙しようとする自由と平和を希求する民主主義的な価値なのである。

ところで、日本人がアンデルセンの「脱商品化」論を受容しようとするとき、従来の社会政策を経済政策として捉える見方、社会政策を労働力の保全、つまり社会政策を「商品化」政策として捉える見方、自由や正義を形而上学として社会政策学や社会福祉理論から排除してしまう傾向が滑り込むことになってしまう。すなわち、「脱商品化」を自由と平和の価値の問題から切り離し、労働力保全＝商品化の裏返しとして脱商品化＝非労働力化と捉えてしまう傾向が生じてくる。それはアンデルセンの言う「脱商品化」論の一面的な切り取りであって「脱商品化」論の歪んだ受容ということになろう。アンデルセンの「脱商品化」論をその形成の歴史的な文脈や正義論の系譜から切り離して受容する結果、「商品化」論と「脱商品化」論との間にある決定的な価値の断絶が日本では曖昧化されている²⁷⁾。

(4) 「脱商品化」のための社会政策

日本の雇用維持レジームとは、重化学工業化による経済成長を背景としたレジームであり、かつ閉鎖的な労働市場を背景とした企業への帰属を通じた安全保障であった。しかしながらそれは、正義と自由を犠牲とした安全保障であって、「脱商品化」ではなかった。とするなら、脱工業化社会における正義と自由のための「脱商品化」政策として重要なのは、正規、非正規への労働者の分断の克服、自尊感情の社会的基盤となる職業的アイデンティティの尊重、そのための開かれた労働市場と職業教育、開かれた労働組合、社会民主主義的な労働者の連帯であろう。もちろん、生活保護法のあり方が改革され、企業福祉的な社会保険のあり方が改革され、最低賃金の水準の引き上げ、雇用の形態にかかわらず同一労働同一賃金原則の確立という課題も重要である。

現在、貧国対策として就労支援が強調されている。劣悪化した労働市場を放置したままの就労支援は自由の拡大を意味しない。18歳未満の者への職業教育の保障という前提を欠いた就労支援は許されるべきではない。働くことがそのまま潜在能力の実現を意味するわけではないからである。また、雇用された後の、雇用維持の取引としての職務内容の無限定性が当然視されている日本の雇用慣行、言い換えれば企業への帰属を通じた安全保障は、ロールズの正義論との関係では重要な問題があることになろう。そこでは経済的便益（第二原理）を図る取引として自由（第一原理）が制限され、職業的アイデンティティが軽視され、自尊感情が否定される可能性が高いからである。帰属を通じた企業福祉的包摂は、自尊の社会的基盤を社会的基盤財として重視するロールズの正義論と合致し

ない。

働けない人への経済的便益＝最低生活費保障は、そのまま潜在能力の実現ないし増大を意味しない。近年のセイフティーネット論の中で生活保護は最後のセイフティーネットと呼ばれる。しかし、これは社会的基盤財の一つとしての保護と安全であろう。それが潜在能力の実現になるためには種々の社会的基盤財が相互的に作用する必要がある。そう考えると生活保護の包括性と第4条の補足性の原理は潜在能力の制約ということになろう。それは種々の社会的基盤財の普遍主義的な制度化という社会的使命の回避の裏返しであり、社会的基盤財の相互作用の制約であって、それは貧困の固定化と捕捉性の低さを必然的にもたらす結果になっている。

結びにかえて

経済のグローバル化の中で、かつ脱工業化社会の中で日本の企業福祉的雇用維持レジームが破綻した以上、再びそこに回帰することは現実的ではない。新自由主義の台頭とは福祉国家が行き詰った以上、市場と家族に依存する自由主義に復帰しようとする選択であるが、格差の拡大と国際的緊張を高めるばかりである。ポランニーが指摘したように自由主義の必然的帰結がファシズムである、という主張には、現在の国際状況とその下での日本の政治状況を見るとき、無視できない響きがある。新自由主義は、自由と平和と民主主義を増進させるものでないとすれば、自由と平和をもたらす「脱商品化」は福祉国家の指標として今ほど重要視されるべき時代はないはずである。

現在の新自由主義政策の中で、それがファシズムの台頭を意味しているとするなら、そうし

た政治過程の変化を所与して受動的に受け止めるのであれば、ファシズム下の社会政策論たる大河内社会政策学が再び浮上する、ということになる。新自由主義政策下で労働市場が劣悪化し、労働が労働力としての商品以下の水準に転落する事態が現在起こっているとすれば、「商品化」を目指す純然たる経済政策としての社会政策の意義は失われていないことになる。

しかしながら、「商品化」論と「脱商品化」論との関係は、社会的自由の理念と価値からは決定的に断絶している。「商品化」論は、国民経済の生産性のみを、言い換えれば経済的価値のみを強調し、政治的自由と社会的自由を軽視するものである。マルクス主義的な社会政策論における「商品化」論が前提とする人間観は、センが批判した古典派及び新古典派経済学がその前提とする「経済人」と奇妙にも結果として符合しているように思われる。マルクス主義的な社会政策論が強調する主体論、すなわち「総資本としての国家」の主体論は、分権性と多様性を承認しない一つの全体主義思想であろう。一方、今日隆盛する新自由主義における市場主義的な自由の主張は、その帰結として社会と国際政治の緊張を高める、もう一つの全体主義思想であろう。いずれの場合も、社会的制度は残余化された制度となり、社会の階層的断断をもたらすことになる。

それに対し「脱商品化」論は、政治的自由と民主主義を増進し、階層的断断ではなく、多様性の承認、自由の拡大、社会連帯を増進させようとするものである。マーシャルの市民資格の社会福祉理論、アンデルセンの「脱商品化」論、ロールズやセンの正義論は、古典派及び新古典派経済学が前提とする「経済人」を批判し、自由主義的な自由を批判し、かつ社会的正義の構

想を欠いたマルクス主義を批判克服しようとするものである。

現在の新自由主義政策の中で労働市場の劣悪化が進行しており、自由主義的な自由の強調のなかで社会的自由が後退し、平等主義的な志向も持つ民主主義が後退しているとするなら、今こそ「自由」、「正義」、「民主主義」、「脱商品化」、「脱家族主義」を指標として日本社会ないし日本的福祉国家を再編しなければならない。「脱商品化」論ないし「脱商品化」政策は、極小化された最低レベルの正義論としての「商品化」論と価値において決定的に断然しながらも、結果的な機能としては、「商品化」政策を包摂し、かつそれを自ずと乗り越えるものであると言える。

注及び参考文献

- 1) ここにおいて注目すべき論文は、“触媒としてのイギリス社会政策論”から社会政策概念の拡張の必要を論じた武川昭吾「労働経済から社会政策へ—社会政策論の再生のために—」(社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会、1985年所収)である。その後、社会保障研究所編『社会政策の社会学』東京大学出版会、1989年。西村裕通、荒又重雄編『新社会政策に学ぶ』有斐閣選書、1989年。大山博、武川昭吾編『社会政策と社会行政—新たな福祉の理論の展開をめざして』法律文化社、1991年、等がある。
- 2) 隅谷三喜男は、従来の社会政策の国家主体論から自らを脱皮させ、日本の賃労働そのものの実態解明を推し進めようとした。こうした方向は社会政策学を労働経済学へと転じさせていくことになるが、福祉国家論の形成へと導く方向ではなかった。
- 3) アンデルセン (Esping-Andersen, G) は、1990年、The Three Worlds of Welfare Capitalism

(岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001年)を著わしたが、ジェンダーの視点の弱さを批判され、その後脱商品化とともに脱家族主義を福祉国家の指標に掲げるようになった。それは1999年のSocial Foundations of Postindustrial Economies (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000年)、2009年のThe Incomplete Revolution:Adapting to Women's New Roles. (大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命 新しい女性の役割』岩波書店、2011年)で鮮明になっていった。

4) ロールズによればマルクスは正義について自らの概念を吟味しようとしな。その理由は狭く捉えられた正義論では、所得と富の分配とか、賃上げといった争点に絞る傾向があるからである。賃金システムの廃止こそが彼の主張であった。分配における正義は生産関係から独立していないはず、生産関係こそがマルクスの考えにとって根本的課題であった。(サミュエル・フリーマン編、斎藤純一他訳『ロールズ政治哲学史講義Ⅱ』岩波書店、2011年、pp643-647)。ディヴィッド・ジョンストン、押村高他訳『正義はどう論じられてきたか 相互性の歴史的展開』(みすず書房、2014年、p200)にも「マルクスは、正義という考えそのものを、建設的な可能性を持つ考えとしては拒否していた。」とある。

5) これはあまりにユダヤ教的な捉え方かもしれない。むしろ、マルクス及びマルクス主義者は、ヘーゲルが目にしたであろうエピクテートスにおける主人と奴隷との地位の逆転を思想的基軸として継承している、というべきなのかもしれない。エピクテートスは奴隷の身であったが故に、労働し、それ故に鍛錬され、優れた哲学者として生き、主人(市民)となった。同様に労働者階級は労働力として鍛錬され、それ故に資本家階級を凌駕し、新たな共産主義社会を

創造する担い手となる、と了解されるのである。

6) グレゴリー・J・カザ、堀江孝司訳『国際比較でみる日本の福祉国家 収斂か分岐か』(ミネルヴァ書房、2014年、pp195-196)では、「脱商品化はマルクス主義的イデオロギーから生まれた規範的概念である。」と書いている。これは誤りと言うべきである。

7) ポランニーの「社会的自由」論については、若森みどり『カール・ポランニー 市場社会・民主主義・人間の自由』NTT出版、2011年、pp64-77参照。

8) 一例として、社会福祉士養成講座編集委員会編『現代社会と福祉』第4版、中央法規、2014年。

9) アリストテレス『形而上学』第1巻、第2章(出隆訳、岩波文庫、上巻、1959年、pp28-29)。

10) こうした分析は、カール・ポランニー、吉沢秀成他訳『大転換—市場社会の形成と崩壊』東洋経済新聞社、1975年、pp103-138参照。

11) 岩井克人『経済学の宇宙 資本主義は本質的に不安定だ』日本経済新聞出版社、2015年、p413参照。岩井は、アリストテレスの思想を生んだ背景として、市場社会がすでに当時のアテネで形成されていたことを指摘する。アリストテレスこそ、脱市場主義、脱商品化思想の先駆者なのかもしれない。

12) ロールズによるマルクス理解については、前掲書『ロールズ政治哲学史講義Ⅱ』pp571-676参照。

13) ここでいう旧約的正義論の起点は、BC8世紀に編まれたアモス書であろう。この時点を転換点として旧約の世界は、それまでの自足的な世界観を大きく脱皮させていく。それ故、ヤスパースが軸の時代として注目するのもこの歴史的転換点あり、そうした思想態度はハーバーマスにも継承されている(ユルゲン・ハーバーマス、三島憲一他訳『ああ、ヨーロッパ』岩波書店、2010年、p69参照)。神学者ラインホルド・ニーバーが、教会教義学の枠を超えて政治的な正義論を展開し得たのもアモス書への注目によると言えよう。

- 14) アマルティア・セン、大石りら訳『貧困の克服－アジア発展の鍵は何か』集英社新書、2002年、p152、参照。
- 15) アマルティア・セン、石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年、参照。
- 16) センは、以下の文章に着目する。「われわれは、なんらかの点で誰か他人をわれわれ自身に優先させる、そうしたことがなければ寛大であるとは言えない」(アダム・スミス、水谷洋訳『道徳感情論 (1759年)』岩波文庫、下巻、2003年、p 39)。
- 17) アリストテレスは、徳の習慣的形成において、行為が選択されるものであること強調した(高田三郎訳『ニコマコス倫理学』上巻、岩波文庫、1971年、p65(改訂版p82))。また、幸福は、人間の本性(本来のありうべき状態への志向性)に合致した卓越性に基づく働き=行為ないし活動によってもたらされるが、そのためにはうるわしき行為を為すための手立て=外的な種々の善が必要であること、「多くの行為は友や富や政治的な力をいわば用具とすることによって達成される」(上巻、p38(改訂版p48))と指摘した。さらに、徳とはよい「状態」の完成であり、そのものの機能をよく展開せしめることであること、徳とは「ひとをしてその独自の『機能』をよく展開せしめるであろうような、そうした『状態』でなくてはならない」(上巻、pp68-69(改訂版p87))と書いている。
- 18) agencyには、「はたらきかけ、作用」という意味がある。「行為主体的自由」という訳語は後藤玲子に従う。前掲書『現代社会と福祉』p74、参照。
- 19) 『大河内一男集 第1巻 社会政策論I』労働旬報社、1981年、所収。
- 20) 大河内がマルクス主義の立場から階級対立を認めないワグナーを批判するのに対し、財政民主主義を主張する神野直彦は、ワグナーの財政学に福祉国家論の起点を見出し評価している(神野直彦『「分かち合い」の経済学』岩波新書、2010年、pp127-130参照)。
- 21) 『大河内一男著作集 第1巻』青林書院新社、1968年、pp174-176、参照。
- 22) 嶋田啓一郎『福音と社会』日本基督教団出版局1971年。同「社会福祉における力動的統合理論への途」『社会福祉体系論』ミネルヴァ書房、1980年、参照。
- 1930～1970年代まで、日本の社会科学においてマルクス主義の影響力が絶大であったことと並んで、日本のキリスト教神学界においてバルト神学の影響力が絶大であったこともまた日本の社会福祉理論に正義論不在を生む一因となったと考える。バルトは自然法思想をキリスト教神学から完全に排除しようとした。そこからは社会的主義論は構想され得ないであろう。それに対しブルンナーはキリスト教自然法思想を継承し、正義論を展開した。嶋田は、バルト以上にブルンナーに傾倒し、「正義は愛に先行し、愛は正義を全うする」というブルンナーのキリスト教的正義論を継承しようとした。
- 23) 岡村重夫『全訂社会福祉学総論』(柴田書店、1958年、p134)には以下のようにある。「社会政策は、経済政策の一分野として経済の論理によって一貫することができるのである。その限りにおいて、社会政策の捉える個人は、労働力たる限りでの個人であり、商品という経済的範疇に従ってとらえられた人間の側面である。そこでは人間は労働力たりうるか否かが人間分類の唯一の基準であって、(以下略)」。
- 24) 新川敏光『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房、2005年、参照
- 25) 宮本太郎『社会的包摂の政治学 自立と承認をめぐる政治的対抗』ミネルヴァ書房、2013年、pp101-102、参照。
- 26) 政府によって意図的に演出された財政危機を指摘するのは神野直彦である(前掲書『「分かち合い」の経済学』pp124-127参照)。また、日本における税と

社会保険等の逆機能を指摘したのは阿部彩であった（『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波新書、2008年、pp100-101参照）。

- 27) 大沢真理は、「政府の比重が家族支援として小さく、大企業が福祉機能を内部化しているという意味で自由主義的であるとともに、家族への依存が大きいという意味で保守的である」（大沢真理『現代日本の生活システム 座標と行方』岩波書店、2007年、p51）と言う。宮本太郎は「保守主義的な代替構造である家族主義と自由主義的な代替構造である企業福祉が補強しあいながら強固に併存している、というかたちは欧米福祉国家には見られない。」（前掲書 p97）と言う。アメリカにおける大企業の企業福祉は自由主義レジーム下における自己防衛であろうが日本はそうではないだろう。日本の大企業の福祉機能ないし企業福祉のルーツはむしろ戦前、ドイツのクルップ社に代表される「ヘル・イム・ハウゼ」の影響に遡ろう。つまり保守主義的レジームと親和的と見なされよう。

しばしば指摘されるように、日本の雇用慣行を儒教思想との関係で捉えるなら、以下のように言えよう。孝の忠への優位を説く中国や韓国の儒教思想に対して幕藩体制下と、近代日本で再編された儒教思想においては忠が孝に優先された。藩主への忠は企業への忠に継承再編された。儒教思想に傾倒した渋沢栄一がクルップ社を訪問したのも、日本の経営のモデルをそこに見出そうとしたからではないか。クルップ社の忠誠には忠誠で応えるという伝統的経営理念（ヘル・イム・ハウゼ）と日本の儒教思想、儒教的経営理念とは親和性がある。

武川昭吾は、福祉国家を給付国家と規制国家に分け、「脱商品化」論は給付国家の側面であって規制国家としての側面を軽視していると指摘する（武川昭吾『連帯と承認 グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会、2007年、p13参照）。マル

クス主義的社会政策学、つまり「商品化」論から出発した武川の場合、規制こそが自由を拡大し平和をもたらすというポランニー思想の延長に「脱商品化」論があることを理解していないのだと思う。この点では新川敏光も同じであろう。アンデルセンは脱商品化度の低い自由主義レジームは階層的分断をもたらすと言っているのに、新川は「脱商品化」と「階層化」を独立のカテゴリーに分離してしまい、「脱商品化も社会的階層化も低いのが、自由主義類型」（前掲書、p273）と言っている。開かれた労働市場＝社会的階層性の低さ、ではないはずである。

ここで注目したいのは、制度学派である宇沢弘文の「社会的共通資本」の構想である。マーシャルやアンデルセンの思想には直接言及しないが、その思想の質と共通するものが鮮明にあると思う（例えば、『経済学の考え方』岩波新書、1989年、pp246-252参照）。また、宇沢の新自由主義批判の思想性を共有する神野直彦の場合も、福祉レジーム論には直接言及しないものの「脱商品化」の思想が展開されていると考える（例えば前掲書参照）。両名は、工業化社会が自然環境及び人間環境の収奪であったことを明らかにし、脱工業化社会における自由と平和の正義論を構想していると、筆者には思われる。

（2016.10.12原稿受付・2016.12.2掲載決定）